

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 25 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部  
企 業 主 導 型 保 育 事 業 等 担 当 室

食品等の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題については、これまで、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）（以下、「ガイドライン」という。）の他、消費者庁公表資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！－気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は 5 歳以下の子どもには食べさせないで－」等により注意喚起を行ってきたところです。

特にこれからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されると考えられます。

また、食品以外についても、玩具の誤嚥により意識不明となる事故が最近発生したところです。

については、節分行事等に限らず、誤嚥による子どもの窒息事故等の予防のために注意すべき事項について、この機会に改めて上記ガイドラインや消費者庁公表資料等を確認いただくとともに、保育や給食に従事する者をはじめ全職員や関係事業者に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、企業主導型保育事業実施者に対して周知徹底していただくようお願いします。

（参考）

○ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#guidelines>

→ p 2、3 (1. (1)①ウ誤嚥（食事中）及びエ誤嚥（玩具、小物等））

p 13（＜参考例 1＞誤嚥・窒息事故の防止）

○ 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！（消費者庁）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_047/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/)

○ 子ども安全メール Vol. 569 パン等による子どもの窒息や誤嚥（ごえん）に気を付けましょう！（消費者庁）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20211020/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211020/)

○ 子ども安全メール Vol. 617 節分は窒息・誤嚥に注意！硬い豆やナッツ類は 5 歳以下の子どもには食べさせないで！（消費者庁）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20230124/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230124/)

○ 幼児期の健やかな発育のための栄養・食品生活支援ガイド（確定版）（厚生労働科学研究成果データベース）

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156150>

→ p 15～17 (4. (4) 口腔機能と調理形態との関係を確認してもらう)

○ 令和 3 年度 教育・保育施設等における重大事故防止対策にかかる調査研究

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#tyousa-houkoku>

→ p 161～173 啓発資料の作成、保育職員のための学びのツール、保護者とのコミュニケーションツール